



## 1. コロナ危機 さらなる税法上の特別措置について

### -2019年に納付した予定納税の一律減額

コロナ危機の影響を受け、2020年に繰戻欠損金が見込まれる事業主、自営業者、及び賃貸所得のある納税者においては、2019年に確定した2020年所得税および法人税予定納税額の一律減額申請を行うことが可能です。申請を行った場合は、2020年納付額確定前の段階で、予定納税額算出基準額である2019年の事業所得または賃貸所得の15%を「一律繰戻欠損金」として減額することが可能です。この一律繰戻欠損金については、個別申告の場合は、1,000,000ユーロ、夫婦合算の場合は2,000,000ユーロまで(コロナウィルス対策の新法案では5,000,000ユーロ、夫婦合算10,000,000ユーロに変更)に制限されています。2019年の予定納税はこの一律繰戻欠損金が考慮された上で再計算され、減額された金額が納税者に払い戻されることとなります。

2020年の所得税もしくは法人税の確定申告の枠内で、繰戻欠損金がない、もしくは予定よりも少額であった場合は、2019年分として追徴額が発生いたします。

### -賃金税申告期限の延長

雇用主は、月次または四半期毎の賃金税申告期限を、最大2か月延長する申請を行うことが可能です。賃金税のように申告書の提出(申請)と同時に納付義務が発生する税金においては、提出期限が延長されると、支払い期限も自動的に延長となります。

申告期限延長申請においては、雇用主もしくは給与計算及び賃金税申告業務の受託者が、期日までの申告ができない理由を明確にし、申請書に記載しなければなりません。

### -飲食業における売上税(VAT)税率の引き下げ

レストランやカフェ、その他の飲食業者においてもVAT法特別規定によって財政的に支援される必要があります。

レストランでのサービス範囲内で食事の提供(飲料は除く)をする場合は、2020年7月1日から2021年6月30日の期間、通常の税率(19%)ではなく減額された7%の軽減税率が適用されます。飲料については酒類、非酒類に関わらず税率引き下げの対象外となります。例えばレストランでの食事の合計金額は、例え「割引セット価格」などのメニュー等の場合であっても食事分は7%(7月1日より一時的に5%)が適用され、飲料分は、19%(7月1日より一時的に16%)が適用となり、それぞれ分けて表記する必要があります。

2020年6月3日の連立与党が合意した第2回目の新型コロナウイルス対策の一つとしてVATの更なる減税規定が含まれています。2020年7月1日から2020年12月31日までの6か月間期間限定で19%の税率が16%に、7%の軽減税率が5%に引き下げられます。

VAT税率変更のタイミングを下記の表にまとめます。

サービス実施日	請求書発行日	決済	VAT判断
6月30日まで	6月30日以前	随時	19%及び7%適用
6月30日まで	7月1日以降	随時	19%及び7%適用
7月1日以降	6月30日以前	6月30日以前	19%及び7%適用、前払金におけるVATは決済日で発生。 2020年7月1日から2020年12月31日までの期間 ファイナルインボイスとして税率16%及び5%に訂正
7月1日以降	7月1日以降	7月1日以降	16%及び5%適用
サービス提供期間が税率変更時期をまたがる期間			サービス提供期間が2020年12月31日までで、サービス期間区分が可能な場合 ・6月30日以前は19%及び7% ・7月1日以降は16%及び5%  サービス提供期間が2020年12月31日までで、サービス期間区分が不可能な場合 ・16%及び5%適用
電気、ガス、水道など長期サービス契約の場合			サービス契約上、精算期間が2020年7月1日から2020年12月31日で終わるサービスにおいて、すべての売上に対して16%及び5%が適用
商品券やクーポン券(金額のみで使用用途が表記されていない)			2020年7月1日から2020年12月31日で終わるサービスにおいては、すべての売上に対して16%及び5%が適用 2020年9月1日以降2020年12月31日までに商品券が使用された場合は、16%と5%が適用

### -輸入VAT支払期限の延長

輸入VATは基本的に、品物がドイツに輸入された際の手続きの中で、国内VATと同じ税率で課されます。この輸入VATの支払期限が2か月後の26日までに延期されることとなりました。

## 2. 第三国(EU域外の国)からの仮払いVAT還付

ドイツに居住している事業者もしくは企業がEU域外の国への出張時などの際に役務提供を受け、現地のVATを支払っており、且つその国で課税対象となる収益を上げていない場合は、該当VAT分を仮払VATとし、還付申請を行うことが可能です。ただし通常この仮払VATの還付申請に関してはいわゆる相互契約のある第三国に対してのみ可能です。

ドイツ連邦中央税務庁オンラインポータルを介したEU加盟国からの仮払VAT還付電子手続きとは異なり、第三国に対する還付申請は、該当国の税務機関または商工会議所を介してのみ提出が可能です。申請の際によく提出を求められる居住者証明は、事業主が所在する管轄税務署にて発行してもらうことが可能です。ただし、本証

明書は、事業主が仮払VATを控除する資格がある場合にのみ発行されます。つまり、非課税売上のみの方主や小規模事業者の場合は発行されません。

還付申請は、遅くとも該当する請求書発行年度の翌年6月30日までに提出する必要があるため、申請の際は、管轄の税務署が発行する居住者証明書に加えて請求書の原本または輸入書類等も同封する必要があります。燃料購入による仮払VAT還付は通常除外されています。国によっては、申請に必要な条件として最低還付請求額を設けている場合があるので留意が必要です。

### 3. ホームオフィスでの社用車個人使用の課税

従業員が社用車をプライベートでも使用する場合は現物支給と見なされ、いわゆる定額1%のルールに従って、賃金税および社会保険料の対象となります。社用車による自宅と職場間の通勤費についても同様に現物支給の対象となり、1kmあたり車両の税込み新車カタログ価格の0.03%が課税対象となります。この定額ルール採用の利点は、実際の移動数に左右されないことです。

一方、例えばコロナ危機の影響等によりホームオフィスでの労働時間が増加した場合は、社用車による通勤費の支給を個別評価に切り替えることも可能です。その場合、実際の職場まで移動した回数が通勤費として課税対象となり、1kmあたり車両の税込み新車カタログ価格の0.002%が課税対象となります。

特に職場への出勤が月平均15日以下の場合は、個別評価に切り替えることでメリットが生じます。個別評価の適用においては、年間180回までの移動という制限はありますが、一ヶ月15回までといった制限はありません。ただし、ひと月の間まったく移動がなかった場合においては適用できません。

上記の2つの計算方法のうちいずれかの切り替えは、事業年度ごとに行う必要があります。年度の途中でその計算方法を変更することはできません。ただし個別評価においては、所得税確定申告の枠内において考慮し、該当年度全体で遡及的に適用することができます。

個別評価を実施するためには、従業員が雇用主に対して、社用車を使用して通勤した日付を書面にまとめて提示する必要があります。日数の提示だけでは不十分です。ただし、提示のあった日付以外で従業員がどのような手段で通勤したかの詳細は必要ありません。

個別評価による課税対象者は、上記提示義務にすみやかに対応できるよう、年度内から社用車による通勤記録を残しておくことが大切です。



ご質問等ございましたら、下記のJapanese Deskに御相談下さい。  
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。  
又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

Wedding & Partner Steuerberatungsgesellschaft mbH  
Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main  
Telefon: (069) 297031-0, Fax: (069) 29703130  
E-Mail: japanesedesk@wedding-partner.de www.wedding-partner.de